

東京バイネットワーク株式会社加入契約約款

東京バイネットワーク株式会社(以下当社という)と、当社が行うサービスの提供を受ける者(以下加入者という)との間に締結される契約(以下加入契約という)は、以下の条項によるものとします。

第1条(サービス)

当社は、定められた区域(以下サービス区域という)において、当社のサービスを提供するための施設(以下本施設という)により、加入者に次のサービスを提供します。

ただし、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます。

なお、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

(1) 基本番組サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(以下デジタル放送という)、ラジオ放送(FM)およびBS デジタルデータ放送の各同時再送信サービスならびに自主放送サービスの両サービスのうち、それぞれ別に定める基本番組利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(2) ペイ放送サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別に定める有料番組利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(3) 施設利用サービス

デジタル放送およびラジオ放送(FM)の同時再送信サービスのうち、別に定める基本番組利用料の支払いにより視聴可能となるサービス

(4) その他サービス

第2条(契約の単位)

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯(同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団)が複数となる場合には、契約の単位を世帯(事業所、店舗等も同様とする)ごととします。

なお、加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合(以下集合共同引込という)には、別途建物代表者との基本契約(以下建物基本契約という)の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

2. 法人・事業者に係る契約の単位については、サービスの利用形態を踏まえ別途協議とします。

第3条(契約の成立)

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾したときに成立するものとします。

2. 当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (3) 当該加入申込者に対するサービスの提供を行うための本施設の構築が困難であると判断される場合
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- (5) 施設加入者引込線を設置し保守する事が技術上、経営上困難なとき

第4条(契約の有効期限)

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書(以下文書という)により何らの意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

なお、集合共同引込の建物内での加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当該建物内の加入者との加入契約については、当該建物基本契約の終了の時をもって当然に終了するものとします。この場合、当社は加入者に何らの責任も負わないものとします。

第5条(料金等)

加入者は、当社が別に定める料金表の定めに従い、基本番組利用料、有料番組利用料、録画機能搭載STB等利用料、手続きに関する料金、工事費等を当社に支払うものとします。

2. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合(チャンネルの全てが停止した場合は)、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。

ただし、落雷、降雨などによる電波の減衰等、やむを得ない事由により当社が、第1条に定めるサービスの提供が出来なかった場合、原則として番組利用料の減額をいたしません。

3. 社会経済情勢の変化に伴い、基本番組利用料、諸手数料など別表に掲げる価格を改定することがあります。その場合には、当社が適当であると判断する方法により当該加入者に通知します。なお、料金改定の内容に異議のある加入者は、当社が通知をした日から30日以内に、当社に加入契約を解約する旨を文書で申し出ること、加入契約を解約することができるものとします。その場合の解約日は当社が文書を受領した日とします。当該期限内に加入者が異議を申し出なかった場合には、加入者は当該料金改定に同意したものとみなします。

4. NHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中にも含まれません。株式会社WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途株式会社WOWOWと受信契約を締結していただきます。

5. 有料番組利用料とは、別に定める有料番組サービスを受信する利用料1ヶ月分をいいます。ただし、月途中からのサービスでも利用料については日割計算を行わないものとし、月額料金をお支払い頂きます。

6. 一部の有料番組については、未成年の加入申込者は加入できない場合があります。

第6条(機器の貸与)

当社が提供するサービスを受けるために必要な機器であるセットトップボックス(録画機能搭載機も含む)等の受信設備およびリモートコントローラ等の付属品(以下、総称してSTB等という)は、当社の所有であり、加入者は貸与を受けることができます。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード(以下B-CASカードという)および専門チャンネル用ICカード(以下C-CASカードという)の取扱いについては、第24条の規定によるものとします。なお、加入者はSTB等を本来の用法に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとします。

2. 前項により加入者が当社より貸与を受けるSTB等については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、録画機能搭載STB等の不具合、毀損、および紛失等の原因による、録画した内容の滅失の場合、および正常な録画ができなかった場合等により生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 加入者が故意または過失によりSTB等を破損または紛失した場合には、加入者は別に定める諸手数料を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTB等の交換を請求できません。

4. 第1項により当社よりSTB等の貸与を受ける加入者は、解約時に当社にSTB等を返還するものとします。

5. 加入者は、当社が必要に応じて行うSTB等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

6. デジタル放送は、当社の指定するSTB等が設置された場合のみご利用いただけます。但し、当社が定めますサービスとしてパススルー伝送を提供した場合は、この限りではございません。

7. 第2項および第4項の規定により、加入者が録画機能搭載STB等を当社に返還する場合には、予め録画、編集した内容について他の媒体に移動等を行うものとし、当該録画機能搭載STB等に保存された内容については一切の権利を放棄するものとします。

第7条(施設の設置および施設の所有関係、責任及び免責事項)

当社は本施設のうち、放送センターから保安器までの施設(以下当社施設という)を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設(但し、STB等を除く。以下加入者施設という)を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。但し、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。

4. 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子(テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット)の出力端子以降の施設(配線、テレビ受信機等)のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建

物基本契約の定めにもとずきます。

5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとし、また、これに伴う工事は、当社または当社の指定する業者が行います。

第8条(料金の支払い方法)

加入者は、当社に加入契約金、工事費等について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の26日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに原則として当社の指定する口座振替で支払い、当社は請求書の発行を致しません。ただし、当社と加入者との合意の上、その他の方法で支払うことができるものとします。
3. 加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第9条(遅延損害金)

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年率14.6%(1年を365日とする日割計算による)の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第10条(サービス提供の停止による損害の賠償)

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1)天災、事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分
- (2)放送衛星、通信衛星の機能停止
- (3)その他当社の責に帰することのできない事由

第11条(責任事項)

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第12条(設置場所の無償使用)

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結にあたり、本施設の設置等に関し、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第13条(便宜の供与)

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとし、同意等を得るべき利害関係人がある場合には加入者の責任により当該同意等を得るものとします。

第14条(著作権および著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第15条(故障)

当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオその他加入者施設に起因する受信異常については、この限りではありません。

2. 加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。
3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第16条(一時停止)

加入者は、当社のサービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の一時停止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時停止はできないものとします。

2. 停止期間中の料金については、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を第5条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割

り計算による精算はいたしません。

3. 第1項の一時停止期間は、最長6ヶ月とします。ただし、一時停止期間中であっても、加入者は当社に対し、当社が提供するサービスの利用料を支払う場合があります。

4. 第1項の申し出について当社が承諾した場合、当社はサービスの提供の一時停止とともに必要に応じて加入者の費用負担でSTB等の撤去を行うことができるものとします。また、撤去したSTB等の復元に要する費用は、加入者の負担とします。

第17条(放送内容の変更)

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第18条(設置場所の変更)

加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が同一建物内または同一敷地内の場合に限り、本施設、もしくはSTB等の設置場所を変更することができるものとします。

2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第19条(名義変更)

相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2. 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、別に定める名義変更料を支払うものとします。
3. 当該変更日までに発生した基本番組利用料、有料番組利用料は旧加入者が支払います。

第20条(加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。当該申し出について当社が承諾した場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2. 前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。
3. 加入者が前二項の規定により加入契約を変更しようとする場合、当該変更について当社は第3条の規定に準じて取扱うものとします。

第21条(解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2. 第1項による解約の場合、加入者は、第5条第1項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割計算による精算はいたしません。
3. 第1項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第22条(契約の解除)

当社は、加入者または第8条第3項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

なお、解除の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金(以下未納料金という)を支払う義務を負います。また、貸与しているSTB等の返却または破損、紛失の場合は、別に定める諸手数料を加入者は支払うものとします。

2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
3. 前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第23条(最低利用期間)

- 当社のサービスには、当社が別に定める最低利用期間が適用される場合があります。
- 加入者は、最低利用期間の定めがある場合において、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、最低利用期間満了日までの利用料を、契約解除料として当社に対して別途支払うものとします。

第24条(B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて)

- B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- C-CASカードを必要とするSTB等を利用する加入者は、STB等1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STB等の解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。
 - C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことにより当社および第三者に生じた損害については、加入者が直ちに賠償するものとします。
 - 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者は別に定める手数料を当社に支払うものとします。

第25条(加入者個人情報の取扱い)

- 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める個人情報に関する基本的な考え方(以下「宣言書」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
- 当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ(<http://www.baynet.ne.jp/>)において公表します。
 - 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第26条(加入者個人情報の利用目的等)

- 当社は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
- サービス契約の締結
 - 各サービスを行うための配送、設置、施工、撤去、課金、請求、回収、督促、集金などの業務
 - サービスに関する情報の提供および委託
 - サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - 受信装置の設置及びアフターサービス
 - サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - サービスの委託提供に関連しての第三者への委託及び提供(第3項に該当する場合に限る)
 - NHKのテレビ受信料の収納に関する一切の業務
 - 株式会社WOWとの受信契約、加入料および視聴料の収納に関する一切の業務
 - 全てのサービスの利用促進業務
- 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りでは

ありません。

- 本人が書面等により同意した場合
 - 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定める本人が容易に知り得る状態においたとき
ア 第三者への提供を利用目的とすること
イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
ウ 第三者への提供の手段又は方法
エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - 第27条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - 第28条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合
 - 当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を有限責任中間法人ケーブルキャスセンターに提供する場合(これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人からへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます)。
- 当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
 - 当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
 - 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第27条(加入者個人情報の共同利用)

- 当社は、前条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。
- 当社は、第3条第1項第1号から第4号までの規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第22条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第22条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限りません。
 - 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第28条(加入者個人情報の取扱いの委託)

- 当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。
- 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
 - 当社は、第1項の委託先との間で、委託契約等の他、前項に定める個人情報の適切な管理のための必要な処置、秘密保持、再提供の禁止等情報の維持管理に関する事項について定めた契約を別途締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
 - 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第29条(安全管理措置)

- 当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安

全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針に定める措置をとりま。

第30条(本人による開示の求め)

本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2. 当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
3. 当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第31条(本人による利用停止等の求め)

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- (1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - (2) 加入者個人情報の利用の停止
 - (3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2. 当社は、前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとりま。
3. 当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第32条(本人確認と代理人による求め)

当社は、第26条第5項、第30条1項又は第31条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2. 本人は、第26条第5項、第30条1項又は第31条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第33条(本人の求めに係る手数料)

当社は、第26条第5項及び第30条1項の求めを受けた場合は、別に定める諸手数料を請求します。

2. 前項の手数料は、当社から本人(加入者に限る)に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します。
3. 加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第34条(苦情処理)

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第35条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項に基づく求め、第34条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、当社設置のカスタマーセンターにおいて受け付けます。

第36条(保存期間)

当社及び当社の代理人は、契約の解除、解約があった加入者個人情報の保存期間を10年としこれを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第37条(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2. 当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
3. 前二項の規定は、通知又は公表することにより、第30条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第38条(国内法への準拠および言語)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

2. この約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外

の言語で解釈されたもの、翻訳物は何らの効力も持たないものとします。

第39条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第40条(約款の改正)

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

2. 本約款を変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が適当であると判断する方法により事前に通知します。

付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 一括加入、業務用等については別に定めます。
3. この約款は、平成26年4月1日より施行します。

料金表:

- 別表1. 料金表(現行サービス)
- 別表2. 料金表(新規受付終了)
- 別表3. 工事費・諸手数料

◀ 別表1 料金表(現行サービス) ▶

1. 加入契約金

項目	価格()内税込価格	摘要
加入契約金	30,000円(32,400円)	

2. 基本番組利用料

基本番組サービス	内容等	価格・月額()内税込価格	摘要
①デジタル放送施設利用コース	デジタル放送設備利用料(デジタル基本料)	年額6,000円(6,480円) 月当たり500円(540円)	●デジタル基本料は、当社のデジタル放送サービスをご利用いただくための放送設備利用料となります。 ●デジタル放送施設利用コース契約のみでご視聴できるテレビ放送は、次の通りです。(一部地域を除く) NHK総合、NHK教育、日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京、MXテレビ、放送大学、コミュニティチャンネル、テレビ神奈川、テレビ埼玉、千葉テレビ ●デジタル基本料のお支払い方法は当社が別途定める方法によります。 ●デジタル基本料は途中解約しても、一度支払われた年額の返金はいたしません。 ●当社サービスを解約し、当社引き込み線を撤去する場合は費用はお客様の負担となります。(表2-2 諸手数料)
②デジタルミニコース(DM)	STB1台目	1,700円(1,836円) (月当たりデジタル基本料含む)	●デジタルミニコース、デジタルベーシックHDコース、デジタルプレミアムコースとは、当社貸与のSTBを通じて、デジタル放送サービス(地上波、BS、CS)を視聴することを示します。また、各コースではそれぞれ視聴可能なチャンネル数が異なります。 ●左記①②③④の2台目以降の月額利用料は、1台目が①②③④および新規受付終了コース(デジタルビッグ、デジタルベーシック、デジタルライトプラスコース、デジタルライトデラックスコース、BSコース)のいずれかのサービスの場合に限り、1台目より1割増しとなります。 ●左記、月額利用料には日本放送協会(NHK)及び株式会社WOWOW(WOWOW)の受信料等は、含まれません。 ●月額利用料は、毎月1日から末日までを1ヶ月とし計算します。尚、日割計算は致しておりません。 ●①②③④各コースは個人の利用のためのもので、店舗、事務所等業務目的では利用できません。 ●STB買取の場合、表記金額より400円(税別)減額となります。
	STB2台目以降(1台について)	1,200円(1,296円)	
③デジタルベーシックHDコース(DB HD)	STB1台目	4,400円(4,752円) (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2台目以降(1台について)	3,900円(4,212円)	
④デジタルプレミアムコース(DP)	STB1台目	6,100円(6,588円) (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2台目以降(1台について)	5,600円(6,048円)	

3. 長期割引(長期割)利用料

長期割引番組サービス	内容等	価格・月額()内税込価格	摘要
④デジタルベーシックHDコース(DB HD) 長期割	STB1台毎	3,900円(4,212円) (月当たりデジタル基本料含む)	●デジタルベーシックHDコースまたは、デジタルプレミアムコースに加入し、課金開始から最低24ヶ月(自動継続)の継続利用をいただける場合にご利用いただけます。期間内に解約された場合、契約解除料10,800円が発生いたします。 ●その他は上記、基本番組サービスの摘要に準じます。
⑥デジタルプレミアムコース(DP) 長期割	STB1台毎	5,300円(5,724円) (月当たりデジタル基本料含む)	

4. 有料番組利用料

有料番組名称	価格・月額()内税込価格	摘要
レジャーチャンネル	900円(972円)	●有料番組サービスは、基本番組サービスの種類によってご提供できるサービスも異なります。 ●(☆)の有料番組については、未成年の加入申込者は加入できません。 ●有料番組は個人利用以外にはご利用できません。 ●月途中からのサービスでも利用料については日割計算を行わないものとし、月額料金をお支払い頂きます。 ※3 ハイビジョン放送(HD)チャンネルとなります。
グリーンチャンネル/2	1,200円(1,296円)	
グリーンチャンネル/2 HD ※3	1,200円(1,296円)	
J SPORTS 4	1,300円(1,404円)	
J SPORTS 4 HD ※3	1,300円(1,404円)	
J SPORTS 1/2/3/4 HDセット ※3	2,286円(2,468円)	
スターチャンネル1/2/3	2,000円(2,160円)	
衛星劇場	1,800円(1,944円)	
衛星劇場HD ※3	1,905円(2,057円)	
日本映画専門チャンネルHD ※3	700円(756円)	
時代劇専門チャンネルHD ※3	700円(756円)	
アジアドラマチックTV★HD ※3	600円(648円)	
TAKARAZUKA SKY STAGE	2,500円(2,700円)	
Mnet	2,000円(2,160円)	
KBS WORLD	700円(756円)	
東映チャンネル	1,500円(1,620円)	
V☆パラダイス	700円(756円)	
アニメシアターX(AT-X)	1,800円(1,944円)	
アニマックス HD ※3	739円(798円)	
キッズステーション HD ※3	739円(798円)	
テレ朝チャンネル1 ※3	600円(648円)	
テレ朝チャンネル2	600円(648円)	
テレ朝チャンネル2 HD ※3	600円(648円)	
日経CNBC	900円(972円)	
フジテレビONE/TWO(新規受付停止)	1,000円(1,080円)	
フジテレビONE/TWO/NEXT ※3	1,500円(1,620円)	
フジテレビNEXT ※3	1,200円(1,296円)	
TBSチャンネル	600円(648円)	
囲碁将棋チャンネル	1,400円(1,512円)	
囲碁将棋チャンネル HD ※3	1,400円(1,512円)	
ミュージック・エア	500円(540円)	
KNTV	3,000円(3,240円)	
ミッドナイト・ブルー(☆)	2,300円(2,484円)	
レッドチェリー(☆)	2,500円(2,700円)	
レインボーチャンネル(☆)	2,300円(2,484円)	
ブレイボーイチャンネル(☆)	2,500円(2,700円)	
レインボーチャンネル/ミッドナイト・ブルー(☆)	2,700円(2,916円)	
ブレイボーイチャンネル/レッドチェリー(☆)	3,000円(3,240円)	

5. 録画機能搭載STB等利用料

項目	価格・月額()内税込価格	摘要
Hit Pot(HDD搭載STB)	1,200円(1,296円)	●最低利用期間は6か月です。
DVD Hit Pot(DVD搭載STB)	1,700円(1,836円)	●最低利用期間内で解約または録画機能のないSTBに変更の場合は、6ヶ月に対する残月数分の利用料をいただきます。
ブルーレイ Hit Pot(ブルーレイ搭載STB)	2,400円(2,592円)	●別途、販売に関する特約を設けます。

6. 番組ガイド誌

項目	価格・月額()内税込価格	摘要
ペイネットチャンネルガイド	200円(216円)	

注1. NHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含まれません。株式会社WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途株式会社WOWOWと受信契約を締結していただきます。

注2. 「業務用加入」などの契約および利用料については別途定めず。

付則
(実施期間)この改正は
平成28年 4月 1日から実施します。

◀ 別表2 料金表(新規受付終了) ▶

1. 加入契約金

項目	価格()内税込価格	概要
加入契約金	30,000円(32,400円)	

2. 基本番組利用料

基本番組サービス	内容等	価格・月額()内税込価格	概要
① デジタルビッグコース (DBIG)	STB1 台目	5,300円(5,724円) (月当たりデジタル基本料含む)	●デジタルビッグ、デジタルベーシック、デジタルライトコース、デジタルライトプラスコース、デジタルライトデラックスコース、BSコースとは、当社貸与のSTBを通じて、デジタル放送サービス(地上波、BS、CS)を視聴することを示します。 また、各コースではそれぞれ視聴可能なチャンネル数が異なります。 ●左記①②③④⑤⑥の2台目以降の月額利用料は、1台目が①②③④⑤⑥およびデジタルベーシックHDコース、デジタルプレミアムコース、デジタルミニのいずれかのサービスの場合に限りません。 ●左記、月額利用料には日本放送協会(NHK)及び株式会社WOWOW(WOWOW)の受信料等は、含まれません。 ●月額利用料は、毎月1日から末日までを1ヶ月とし計算します。尚、日割計算は致しておりません。 ●①②③④⑤⑥各コースは個人の利用のためのもので、店舗、事務所等業務目的では利用できません。 ●STB買取の場合、表記金額より400円(税別)減額となります。 ※1 デジタルライトプラスコースは『DL+ミュージック』『DL+Vシネ』『DL+日経ニュース』『DL+朝日ニュース』『DL+TBS』『DL+KBS』『DL+日本映画』『DL+時代劇』『DL+アニマックス』『DL+テレ朝』の10コースです。 ※2 デジタルライトデラックスコースは該当する一つの有料番組を組み合わせたコースです。料金は1,700円(税別)＋該当有料番組料金となります。
	STB2 台目以降(1台について)	4,800円(5,184円)	
② デジタルベーシックコース (DB)	STB1 台目	4,300円(4,644円) (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2 台目以降(1台について)	3,800円(4,104円)	
③ デジタルライトコース(DL)	STB1 台目	2,300円(2,484円) (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2 台目以降(1台について)	1,800円(1,944円)	
④ デジタルライトプラスコース (DL+)	STB1 台目	2,300円(2,484円) ※1 (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2 台目以降(1台について)	1,800円(1,944円)	
⑤ デジタルライトデラックスコース (DLDX)	STB1 台目	※2 (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2 台目以降(1台について)	1台目料金より500円(540円)を減じた金額	
⑥ BSコース	STB1 台目	1,200円(1,296円) (月当たりデジタル基本料含む)	
	STB2～3台目	400円(432円)	
	STB2 台目以降(1台について)	700円(756円)	

※1 デジタルライトプラスコース

コース名	組み込み有料番組名称	価格・月額()内税込価格	概要
デジタルライトプラス ミュージック	ミュージック・エア	2,300円(2,484円)	●デジタルライトプラス各コースは個人利用以外にはご利用できません。 ●月途中からのサービスでも利用料については日割計算を行わないものとし、月額料金をお支払い頂きます。 ●STB買取の場合、表記金額より400円(税別)減額となります。 ※3 ハイビジョン放送(HD)チャンネルとなります。
デジタルライトプラス Vシネ	V☆パラダイス	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス 日経ニュース	日経CNBC	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス 朝日ニュース	テレ朝チャンネル2	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス TBS	TBSチャンネル	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス KBS	KBS WORLD	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス 日本映画	日本映画専門チャンネルHD ※3	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス 時代劇	時代劇専門チャンネルHD ※3	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス アニマックス	アニマックスHD ※3	2,300円(2,484円)	
デジタルライトプラス テレ朝	テレ朝チャンネルHD ※3	2,300円(2,484円)	

※2 デジタルライトデラックスコース(DL DX) □

コース名	組み込み有料番組名称	価格・月額()内税込価格	概要
デジタルライトレジャー DX	レジャーチャンネル	2,600円(2,808円)	●デジタルライトデラックス各コースは個人利用以外にはご利用できません。 ●月途中からのサービスでも利用料については日割計算を行わないものとし、月額料金をお支払い頂きます。 ●(☆)のコースについては、未成年の加入申込者は加入できません。 ●STB買取の場合、表記金額より400円(税別)減額となります。 ※3 ハイビジョン放送(HD)チャンネルとなります。
デジタルライトグリーン DX	グリーンチャンネル/2	2,900円(3,132円)	
デジタルライトグリーンHD DX	グリーンチャンネル/2 HD ※3	2,900円(3,132円)	
デジタルライト衛劇 DX	衛星劇場	3,500円(3,780円)	
デジタルライト衛劇HD DX	衛星劇場HD ※3	3,605円(3,893円)	
デジタルライトMnet DX	Mnet	3,200円(3,456円)	
デジタルライト宝塚 DX	TAKARAZUKA SKY STAGE	4,200円(4,536円)	
デジタルライト東映 DX	東映チャンネル	3,200円(3,456円)	
デジタルライトアニメ DX	アニメシアターX(AT-X)	3,500円(3,780円)	
デジタルライトフジ3ch DX	フジテレビONE/TWO/NEXT(※3 NEXTのみ)	3,200円(3,456円)	
デジタルライトフジ DX	フジテレビNEXT ※3	2,900円(3,132円)	
デジタルライトスポーツ DX	J SPORTS 4	3,000円(3,240円)	
デジタルライトスポーツHD DX	J SPORTS 4 HD ※3	3,000円(3,240円)	
デジタルライトスポーツHDセット DX	J SPORTS 1/2/3/4 HDセット ※3	3,986円(4,304円)	
デジタルライト囲碁将棋 DX	囲碁将棋チャンネル	3,100円(3,348円)	
デジタルライトKNTV DX	KNTV	4,700円(5,076円)	
デジタルライトミッドナイト DX(☆)	ミッドナイト・ブルー	4,000円(4,320円)	
デジタルライトルビー DX(☆)	レッドチェリー	4,200円(4,536円)	
デジタルライトレインボー DX(☆)	レインボーチャンネル	4,000円(4,320円)	
デジタルライトブレイボーイ DX(☆)	ブレイボーイチャンネル	4,200円(4,536円)	
デジタルライトレインボーナイト DX(☆)	レインボーチャンネル/ミッドナイト・ブルー	4,400円(4,752円)	
デジタルライトブレイボーイ DX(☆)	ブレイボーイチャンネル/レッドチェリー	4,700円(5,076円)	

3. 録画機能搭載STB等利用料

項目	価格・月額()内税込価格	概要
Hit Pot(HDD搭載STB)	1,200円(1,296円)	●最低利用期間は6か月です。
DVD Hit Pot(DVD搭載STB)	1,700円(1,836円)	●最低利用期間内で解約または録画機能のないSTBに変更の場合は、6ヶ月に対する残月数分の利用料をいただきます。
ブルーレイHit Pot(ブルーレイ搭載STB)	2,400円(2,592円)	●別途、販売に関する特約を設けます。

4. 番組ガイド誌

項目	価格・月額()内税込価格	概要
ペイネットチャンネルガイド	230円(248円)	

注1. NHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含まれません。株式会社WOWOWの視聴を希望する加入者は、別途株式会社WOWOWと受信契約を締結していただきます。
注2. 「業務用加入」などの契約および利用料については別途定めます。

付別
(実施期間)この改正は
平成27年 5月 1日から実施します。

◀ 別表3 工事費・諸手数料 ▶

1. 工事費

項目	価格（ ）内税込価	摘要
引込工事費	実費	
宅内工事費	実費	
その他工事費	実費	

2. 諸手数料

項目	価格（ ）内税込価	摘要
点検・補修費	実費	
STB全種 撤去費	3,000円(3,240円) (STB撤去1回につき)	
引込線撤去費	20,000円(21,600円)	戸建住宅の場合
出張手数料/回	5,000円(5,400円)	
STB等の破損・紛失	STBの場合	33,810円(36,514円)/台
	Hit Potの場合	57,620円(62,229円)/台
	DVD Hit Potの場合	86,191円(93,086円)/台
	ブルーレイHit Poの場合	95,715円(103,372円)/台
リモコン破損・紛失	STB用	5,000円(5,400円)(リモコン1つにつき)
	Hit Pot/DVD Hit Pot用	6,000円(6,480円)(リモコン1つにつき)
	STB用簡単リモコン	1,000円(1,080円)(リモコン1つにつき)
CASカード破損・紛失の場合	B-CASカード	1,899円(2,050円) (B-CASカード1枚につき)
	C-CASカード	5,000円(5,400円) (C-CASカード1枚につき)
CASカード送付・返却手数料コース変更の場合	1,000円(1,080円) (CASカード1枚につき)	
その他事務手数料	1,000円(1,080円)	
名義変更料	1,000円(1,080円)	

付則
(実施期間)この改正は
平成26年 4月 1日から実施します。

得々パック利用規約

第1条 規約の適用

東京ベイネットワーク（以下「当社」という）は、当社が別に定める東京ベイネットワーク株式会社加入契約約款、インターネット接続サービス契約約款、ケーブルプラス電話規約（以下併せて「約款」という）に基づき、本規約第4条に定めるサービスを提供します。

2 当社は、本サービスの契約を締結する者（以下「加入者」という）の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本規約の提供条件は変更後の本規約によります。

第2条 契約の単位

契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごとに行います。

第3条 申込方法

本規約の適用を希望する者は、本規約及び約款を承諾し、当社所定の手続きを経て当社に申し込むものとします。

第4条 サービス内容

得々パックのサービス内容は以下の表に定めるとおりとします。

名称	サービス内容
得々パック プレミアム	テレビサービス：デジタルプレミアムコース ネットサービス：シンプルネット 160M 電話サービス：ケーブルプラス電話 オプションサービス： ブルーレイ HitPot、無線 LAN 内蔵モデム
得々パック ベーシック HD	テレビサービス：デジタルベーシック HD コース ネットサービス：シンプルネット 160M 電話サービス：ケーブルプラス電話 オプションサービス： ブルーレイ HitPot、無線 LAN 内蔵モデム

第5条 契約期間

得々パックの契約期間は以下の表に定めるとおりとします。

名 称	契約期間
得々パック プレミアム	2年間
得々パック ベーシック HD	

2 当社は、上記契約期間が満了した場合、得々パックの契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月及びその前月に、加入者より解約の申し出があった場合はこの限りではありません。

第6条 料金

得々パックの月額利用料金は以下の表に定めるとおりとします。

名 称	月額料金（税別）
得々パック プレミアム	11,000 円
得々パック ベーシック HD	9,500 円

第7条 支払方法

加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を翌月の26日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに原則として当社の指定する口座振替で支払い、当社は請求書の発行を致しません。

第8条 解約

加入者は、得々パックの契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2 加入者は、得々パックの契約期間満了月及びその前月以外に契約を解約しようとする場合は、契約解除料 20,000 円に消費税等相当額を賦課した金額を支払うものとします。

3 前二項による解約の場合、加入者は、本規約第4条に規定する料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

第9条 解除

加入者は、得々パックの適用を受ける条件を満たさなくなった場合、当社は得々パックの契約を解除します。

第10条 その他の事項

本規約に記載のない事項は、特段の記載がないかぎり、約款の定めに従います。

販売特約

東京ベイネットワーク株式会社(以下「当社」という)が、当社が行うサービス(以下「当社サービス」という)の提供を受けようとする者(以下「加入者」という)に対し、デジタル・セットトップ・ボックス、テレビ等当社が販売用として取り扱う機器(以下「本機器」という)を売り渡すに当たっては、当社加入契約約款に優先して本特約を適用するものとします。なお、本特約に規定のない事項については、当社加入契約約款を適用します。

第一条 (適用の範囲)

当社サービスの提供を受けようとする者(以下「加入者」という)は、本機器を当社が定める料金、支払方法で購入することができます。

第二条 (料金)

当社が加入者に提供する商品の販売価格及びそれに付随する運送費等は、別表1～3の通りとします。

第三条 (クーリングオフ・契約解除)

1. 加入者は、購入を申し込んだ日から8日以内に書面にて当社に申し出ることにより、申込のキャンセルが成立するものとします。

2. 加入者において、本機器購入から2年以内に、転居等止むを得ない事情により当社サービスの契約解除が必要となった場合で、加入者の希望があるときは、当社は、加入者が購入した本機器を加入者の当該本機器使用期間に応じて、別途当社が定める金額で加入者より買い戻すものとします。

但し、機器本体に傷、汚れがある場合や、故障など使用が不可能な場合には、買戻不可の対象となる場合が有ります。

第四条 (所有権の移転)

加入者が当社より購入した本機器の所有権は、本機器の設置完了の時点(設置を要しない本機器の場合には引渡完了の時点)をもって当社から加入者に移転するものとします。

第五条 (返品及び交換)

商品設置後の加入者都合による返品及び交換はできません。

加入者が注文した商品と違う商品が配送された場合、返品を受付いたします。その場合は商品到達後 1 週間以内に当社に連絡が必要です。また、デジタル・セットトップ・ボックスは、購入者に引き渡す前に、当社にて開封し B-CAS、C-CASカードを装着することを加入者は承諾することとします。

第六条（当該機器の設置）

加入者は、加入者施設の設置工事や当該機器の設置調整を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事等に要する費用を支払うものとします。

第七条（品質保証）

1. 加入者が購入した当該機器に故障、不具合があった場合には、加入者が当社サービス加入している期間中に限り、当該機器製造メーカーの保証・サービス規定に基づき、当社が対応するものとします。

2. 映像不良等で、当社や当該機器の不具合によらない場合や、有償の故障修理における引き取り、操作方法の確認などで出張サービスを実施した場合は、別途当社規定の出張料が発生する場合があります。

3. 加入者は、当社サービス加入が終了した後の本機器の故障等については、本機器の製造メーカーの対応となり、当社が当該故障等について対応しないことを確認し、これについて異議を述べないものとします。

第八条（B-CASカードおよびC-CASカード）

1. 販売したデジタル・セットトップ・ボックス付属のBSデジタル放送用ICカード（以下 B-CASカードと言う）及び専門チャンネル用ICカード（以下 C-CASカードと言う）の取扱については、加入契約約款第 24 条の規定によります。

2. 当社サービス契約解除の際は、B-CASカード、C-CASカードとも当社にご返却いただきます。カードが返却されない場合は、契約解除とならず、引き続きテレビサービス料金が発生します。

第九条（ソフトウェア）

商品にプリインストール及び同梱されたすべてのソフトウェアの知的財産権は、当該ソフトウェアの製作者もしくは使用許諾権者に帰属します。すべてのソフトウェアには、当該ソフトウェアの使用許諾契約（ソフトウェア製品の起動時に画面に表示されるものを含みます）の規定が適用されます。お客様は、本条件の定めにかかわらず、パッケージを開封した時点、シールを開いた時点または当該使用許諾契約に定める時点より、当該使用許諾契約の定めが適用されることを予め了解するものとします。

別表 1 デジタル・セットトップ・ボックス販売価格

デジタル・セットトップ・ボックス販売価格		
1 台目～		
製品名	型番	販売価格
ブルーレイ HitPot	TZ-BDT920PW	¥85,700 (¥92,556)
HDD 内蔵 HitPot	TZ-HDW610P	¥47,600 (¥51,408)
標準 STB	TZ-LS300PA	¥23,800 (¥25,704)
BS チューナー	BSX101	¥9,300 (¥10,044)

※本価格は予告なしに変更される場合があります。

※デジタル・セットトップ・ボックス設置費用は 1 台当たり ¥5,000 (¥5,400) となります。

※BSチューナーは『データ放送』に対応しておりません。

※()内税込

別表 2 タブレット TV 販売価格

製品名	機種	型番	販売価格
タブレット TV	NEC Life Touch L	D000-000023-001	¥40,000 (¥43,200)

※本価格は予告なしに変更される場合があります

※()内税込

別表 3 無線 LAN 内蔵モデム 販売価格

製品名	機種	販売価格
無線 LAN 内蔵モデム	ブロードネットマックス BCW710J	¥12,000 (¥12,960)

※本価格は予告なしに変更される場合があります

※()内税込

別表 4 USB-HDD 販売価格

製品名	機種	販売価格
外付けハードディスク	アイオーデータ HDCL-UT2.0KC	¥11,000 (¥11,880)

※本価格は予告なしに変更される場合があります

※()内税込